

東京農業大学校友会富山県支部会則

(名称及び会員組織)

第 1 条 本支部は東京農業大学校友会富山県支部と称し、富山県出身および県内に在住する校友をもって組織する。

(目的)

第 2 条 本支部は会員の相互の親睦を図り、東京農業大学校友会と密接なる連絡を保ち、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 会員の動き並びに相互の連絡
2. 会員の名簿及び会報の配布
3. その他本部の発展に必要な事業

(役員組織)

第 4 条 本支部に役員として支部長 1 名、副支部長 1 名、幹事長 1 名、幹事若干名をおく。

1. 役員の任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。

(役員の選出)

第 5 条 総会において支部長、副支部長を選任し、幹事は支部長が委嘱する。

(顧問の推薦)

第 6 条 本支部に顧問を置くことができる。

顧問は総会において推薦し、支部長はこれを委嘱する。

(総会及び記録の報告)

第 7 条 本支部は毎年 1 回総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催する。

役員会は随時これを開催する。総会の記録は、その都度本部へ報告する。

(東京農業大学校友会代議員の推薦)

第 8 条 本支部は役員の議を経て、東京農業大学校友会代議員 2 名を推薦する。

(会費及び経費)

第 9 条 本支部の会費は年 1,000 円とし、総会開催時までに納めなければならない。

本会の経費は前項の会費のほか、寄付金その他の収入をもって之に充てる。

(会計年度及び会計報告)

第 10 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。収支決算は総会に報告する。

(事務所所在地)

第 11 条 本支部の事務所は、富山市新総曲輪 1-7 富山県庁内におく。

(会則の変更)

第 12 条 本会則は総会の決議を経て変更することができる。

附 則

この会則は昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。